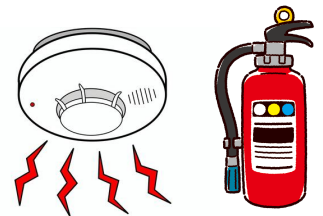


消防用設備（消火器 など） 誘導灯

の点検・報告をしていますか？

消防用設備は年に2回の点検と所轄の消防署
への報告が法令で義務づけられています。

消防用設備の点検と
報告は僕たちにお任
せください。
無料でお見積もり致
します。



消防設備に関してのご相談は
こちらまで↑↑↑
株式会社 相互電設HP
028-656-4666



総務省消防庁の消防設備等
点検報告制度について